

平成30年

泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

平成30年2月13日 開会

平成30年2月13日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成30年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

○第1日（平成30年2月13日）（火）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	2
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第8～13号・第1号上程	3
○議員発議第1号上程	4
議会議長の辞職許可について	4
河部議員挨拶	4
○選挙第1号上程	5
議会議長の選挙について	5
指名推選	5
上甲議長挨拶	5
○議員発議第2号上程	6
議会副議長の辞職許可について	6
坂口議員挨拶	7
○選挙第2号上程	7
議会副議長の選挙について	7
指名推選	7
道工副議長挨拶	8
○議案第1号上程	8
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	8
竹中管理者・提案説明・採決	8
土原監査委員（議会選出）挨拶	9
○議案第2号上程	9
泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の 一部を改正する条例制定について	9
竹内消防長・提案説明	9

質疑	10
討論	10
採決	10
○議案第3号上程	10
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	10
竹内消防長・提案説明	10
質疑	11
討論	13
採決	14
○議案第4号上程	14
泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正す る条例制定について	14
竹内消防長・提案説明	14
質疑	14
討論	16
採決	17
○議案第5号上程	17
泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	17
竹内消防長・提案説明	17
質疑	18
討論	18
採決	18
○議案第6号上程	18
平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）	18
竹内消防長・提案説明	18
質疑	19
討論	20
採決	20
○議案第7号上程	21
平成30年度泉州南消防組合一般会計予算	21
竹内消防長・提案説明	21
質疑	22
討論	27
採決	27
○議員発議第3号上程	27
議会運営委員会委員の選任について	27
○閉会	28

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月13日)

平成30年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成30年2月13日（火）

○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第8～13号	監査結果報告について
	〃	第 1 号	

○

（追加日程）

日程第 5	議員発議	第 1 号	議会議長の辞職許可について
日程第 6	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 7	議員発議	第 2 号	議会副議長の辞職許可について
日程第 8	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について
日程第 9	議 案	第 1 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○

日程第 10	議 案	第 2 号	泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 11	〃	第 3 号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 12	〃	第 4 号	泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13	〃	第 5 号	泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第 14	〃	第 6 号	平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
日程第 15	〃	第 7 号	平成30年度泉州南消防組合一般会計予算
日程第 16	議員発議	第 3 号	議会運営委員会委員の選任について

○議員定数15名

出席議員15名

道工晴久	小川日出夫	高道一郎	中藤大助
土原こずえ	河部 優	古谷公俊	澁谷昌子
上甲 誠	畑中 讓	中村秀人	坂上昌史
文野慎治	坂口 実	小川雄司	

○説明員職員

管理者	竹中 勇人	副管理者	水野 謙二	副管理者	千代松 大耕
副管理者	藤原 敏司	副管理者	栗山 美政	副管理者	田代 堯
消防長	竹内 寛二	理事	吉村 昭彦	理事	春木 淳一
総務部長	小西 良昭	警防部長	山浦 照夫	理事兼市場署長	戎谷 始
泉佐野署長	浅井 典昭	熊取署長	中西 正	泉南署長	坂本 晃
阪南署長	部原 一夫	岬署長	名倉 一之	総務課長	寒川 徹
管理課長	奥上 文二	予防課長	芝野 太一	警備課長	田中 豊稔
指揮司令課長	大西 保	総務課参事	泉 直宏	予防課参事	山田 敏一

○職務のために出席した職員

消防次長	松藤 忠直	課長代理	北谷 守	主幹兼係長	尾上 昌明
------	-------	------	------	-------	-------

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
- ◇議会議長の辞職許可について
- ◇議会議長の選挙について
- ◇議会副議長の辞職許可について
- ◇議会副議長の選挙について
- ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
- ◇泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- ◇平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
- ◇平成30年度泉州南消防組合一般会計予算
- ◇議会運営委員会委員の選任について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

古谷 公俊 坂上 昌史

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（松藤 忠直君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

議長（河部 優君）おはようございます。

ただいまより平成30年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。
議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議は成立いたします。

議長（河部 優君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（河部 優君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただいま着席のと通りの議席を指定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

議長（河部 優君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、古谷 公俊議員、坂上 昌史議員の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（河部 優君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を本日1日と決定いたしました。

議長（河部 優君）次に、日程第4、監査報告第8号から第13号及び第1号までの監査結果報告についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から議長宛てに報告がありましたので、報告いたします。

この報告につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（河部 優君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

議長（河部 優君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 2分）

（河部 優君 退場）

再開（午前10時 3分）

副議長（坂口 実君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長（坂口 実君）ただいま、議長、河部 優君より議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂口 実君）異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、河部 優君が除斥されております。辞職願を事務局より朗読させます。

事務局（松藤 忠直君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成30年2月13日。

議会議長、河部 優。

議会副議長、坂口 実 殿。

以上でございます。

副議長（坂口 実君）お諮りいたします。

河部 優君の議長の辞職を許可することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手 全員）

副議長（坂口 実君）挙手全員であります。

よって、河部 優君の議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（河部 優君 入場）

副議長（坂口 実君）ただいま、議長辞職の許可がされました。

この場合、河部 優君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

河部 優君。

議員（河部 優君）貴重なお時間をいただきまして、議長退任に際して一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年の泉州南消防組合議会臨時会におきまして、消防組合議会議長に就任をさせていただき、この間、議員の皆様、そして理事者の皆様のおかげをもちまして、議会運営を滞りなくさせていただきました。まことにありがとうございました。

今後は消防組合議会議員として、3市3町の消防広域行政の発展のため、また地域住民サービスの向上に努めていく所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

副議長（坂口 実君）ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂口 実君）異議なしと認めます。

よって、日程第6、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたい
と思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂口 実君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂口 実君）異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に上 甲 誠君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました上 甲 誠君を議長の当選人と定めることに異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（坂口 実君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上 甲 誠君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました上 甲 誠君が議場におられますので、会議規則第30条第
2項の規定により告知いたします。

この際、上 甲 誠君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

議長（上 甲 誠君）発言の許可をいただきましたので、一言就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま皆様方の多数のご推挙をいただきまして、この組合議会議長に就任いたしました阪
南市の上 甲 誠でございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申しあげます。
ありがとうございます。

今後、皆様方のご支援またご鞭撻賜りながら、この議会運営をスムーズにするように邁進を
していきたいというふうに思います。どうぞ皆様方には、今後、今までと変わらないようなご
協力を賜りますことをお願いするとともに、この組合議会のさらなる発展を、そして地域住民
の皆さん方の安心・安寧を心から祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさ
せていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

副議長（坂口 実君）以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長（上甲 誠君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 8分）

（坂口 実君 退場）

再開（午前10時 9分）

議長（上甲 誠君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（上甲 誠君）ただいま、副議長、坂口 実君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いません。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、日程第7、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、坂口 実君が除斥されております。

辞職願を事務局に朗読させます。

事務局。

事務局（松藤 忠直君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成30年2月13日。

議会副議長、坂口 実。

議会議長、上甲 誠 殿。

以上でございます。

議長（上甲 誠君）お諮りします。

坂口 実君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（上甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、坂口 実君の副議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（坂口 実君 入場）

議長（上 甲 誠君）ただいま副議長の辞職が許可されました。

この場合、坂 口 実君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

坂口 実君。

議員（坂 口 実君）貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年5月に消防組合議会副議長に推挙いただきまして、議員各位、また理事者の皆様にご協力いただき、つつがなく職務を全うできましたことに、この場をお借りし、御礼申し上げます。

今後、この間のいろいろな経験をもとに、消防組合議会議員として地域住民の安心・安全に努めてまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願い申しあげて、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（上 甲 誠君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いません。

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、日程第8、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いません。

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に道 工 晴 久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました道 工 晴 久君を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました道 工 晴 久君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました道 工 晴 久君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、道 工 晴 久君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

道工議員。

副議長（道 工 晴 久君）発言のお許しを得ましたので、一言、副議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま、議長のほうからご指名いただきました道 工 晴 久でございます。よろしくお願い申し上げます。

微力でございますけれども、皆様のご協力をいただきながら精いっぱい本消防組合議会の副議長の職務を全うしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（上 甲 誠君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

議長（上 甲 誠君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（上 甲 誠君）ただいま議会選出の監査委員、小 川 日出夫君より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、土 原 こずえ君の除斥を願います。

（土 原 こずえ君 退場）

議長（上 甲 誠君）提案者の説明を求めます。

竹中 勇人管理者。

管理者（竹 中 勇 人君）それでは、ただいま上程されました議案第1号 議会選出の監査委員の選任についての同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、組合議会選出の監査委員といたしまして、土 原 こずえ氏にお願いしたいと考えてございます。

土原氏は泉佐野市議会より本消防組合議会へ選出された議員でございます。住所は泉佐野市

日根野560番地、昭和32年6月9日生まれでございます。平成22年5月に泉佐野市議会の議員に初当選され、現在2期目を務めておられます。その間、各委員会の委員長、副委員長を歴任され、昨年5月の泉佐野市議会の臨時会において副議長に就任されているところでございます。

土原氏は人格・識見ともすぐれ、本組合の監査委員といたしまして適任者であると認め、ご提案を申しあげる次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようでございますので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

監査委員に土原 こずえ君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（上 甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、監査委員に土原 こずえ君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

（土原 こずえ君 入場）

議長（上 甲 誠君）ただいま監査委員の選任が同意されました。

この際、土原 こずえ君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

監査委員（土原 こずえ君）皆さん、おはようございます。

発言のお許しを得ましたので、一言、監査委員就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意をいただきました土原 こずえでございます。今後は、泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。つきましては、議員の皆様方のご協力をお願いいたしまして、監査委員就任のご挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第10、議案第2号 泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第2号 泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表1ページから2ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、泉佐野市と泉南市の境界付近における消防力の平準化を目的として現在進めております日根野出張所移転事業と、それに伴う組合管内署所の統廃合に基づく市場署の廃止により必要となる消防署の管轄区域の変更について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正文に沿ってご説明させていただきます。

第4条の表、泉佐野消防署の項中「泉佐野市新町」から始まります改正文は、同表中、市場消防署の項を削ることから、泉佐野市内の全ての区域を泉佐野消防署の管轄区域とするための改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において泉州南消防組合規則で定める日から施行するといたしております。これは、日根野出張所移転事業を今年度中の完了を目指して事業を進めておりましたが、建設用地の占用許可手続に時間を要し、事業完了時期が不確定となっていることから、改正条例の施行期日を規則に委任する形式とし、工事の進捗状況を鑑み、施行期日を定めさせていただくものでございます。

説明は、以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（上 甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、議案第2号 泉州南消防組合泉州南広域消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第11、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹 内 寛 二君）それでは、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表3ページから14ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

第1条、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正すると

いたしまして、第29条は勤勉手当に関する条文であり、昨年の人事院勧告に基づき、ボーナスを民間の支給割合に見合うよう、12月支給分を0.1カ月分、再任用職員につきましては0.05カ月分を加算するために改正するものでございます。

附則第13項につきましては、平成30年3月31日までの時限措置といたしております55歳以上の特定管理職員に対する1.5%の給与減額に関するもので、勤勉手当の支給月数の改正に合わせて改正するものでございます。

また、3ページから8ページに記載しております給料表は、同じく昨年の人事院勧告により、民間との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給料を1,000円、その他のものについては400円、平均として0.2%の引き上げを実施するもので、増額改定後の給料表でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2条、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するの
いたしまして、第26条は期末手当に関する条文で、第1項の改正につきましては、給与減額の
時限措置終了により適用条項を改めるものでございます。

第29条は、先に申しあげましたとおり勤勉手当に関する条文で、期末手当と同様に、給与減額の時限措置終了による適用条項の削除と、平成30年度以降につきましては、6月期及び12月期にそれぞれ0.05カ月分、再任用職員につきましては0.025カ月分を加算するための改正でございます。

附則第10項から第13項につきましても、給与減額の時限措置終了による適用条項を削除する
ものでございます。

続きまして、附則第1条といたしまして、この条例は公布の日から施行するの
いたしております。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するの
いたしております。

また、第1条の給料表の改定につきましては、平成29年4月1日から適用するもの
の
いたしております。ただし、勤勉手当の支給割合の改定につきましては、平成29年12月1日から適用するもの
の
いたしております。

附則第3条の規定は、平成27年1月1日に抑制された昇給を若年層を中心に回復させるという
もので、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の給料を、平成30年4月1日に1号給昇給させる
ものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

坂口議員。

議員（坂 口 実君）この条例が可決されましたら、全体的に効果額、職員さん1人当たり年間どれくらいの金額が上がることになるのでしょうか。

議長（上 甲 誠君）泉総務課参事。

総務課参事（泉 直 宏君）議員のご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告のベースアップに関しましては、給与分で約300万円、勤勉手当分で1,300万円となり、合わせて1,600万円の効果が出ております。ベースアップといたしましては、平均590円となっております。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほか、質疑ございませんか。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）何点かお尋ねします。

まず、1点目は、この3市3町の消防組合の職員さんの給与というのは、そもそもはそれぞれの自治体で消防職員としての給与を受けておられた方が移行しているというふうに認識しているんですけども、給料表というのは、この表にありますように、もちろん統一というか、一本のものやということなんですが、給与決定の状況、やはりそれぞれの市町からの移行をされたもともとの自治体の給与水準ということになっているのか。要は、表は一通りですけども、それぞれの経過の中でどの数字を使うというのは、3市3町ばらばらなのか、現状では、もう既に統一された決定というか、水準になっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（上 甲 誠君）泉参事。

総務課参事（泉 直 宏君）議員のご質問にお答えいたします。

給料表でございますが、3市3町の地元団体がございますので、仮に泉佐野市の給料が下がった、退職手当が下がったというようなことで、いきなり構成市町であります泉佐野市さんを見習って変化するというはございません。構成市町3市3町のご意見、人事給与担当部局等のご意見をいただきながら調整を図りまして、この組合の議会で議案として提出していただいておりますというところでございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）小西総務部長。

総務部長（小 西 良 昭君）ただいま参事の答弁させていただいた内容に追加させていただきたいと思っております。

まず、当組合の給与条例の形成過程ということをご質問やと思っております。

25年4月1日時点で組合が発足いたしました。その1年前から、組合を発足させるに当たって給料をどうしていくかということが組合の協議会の中で審議されております。その時点で、まず給与条例が組合の条例構成の中で一番大きな部門を占めますので、これにつきましては、協議会の中で、泉佐野市の給与条例に準拠していったらいいだろうというような基本方針が出ました。

ただ、その当時、泉佐野市におきましては給料カットが入ってございます。当然、泉佐野市のみならず泉南市でもありましたし、熊取町でも給料カットはされておられました。そのようなカットをどのようにしていくんだということで、とりあえず泉佐野市の給与条例を中心に対応していくと。その中で、泉佐野市の大幅カットに他市の消防職員が入ってまいりますと、あわせて大きなカットになるということで、2年間につきましては、元団体の給料を引っ張っていくことに決定いたしました。そして、27年4月1日からは組合の給与条例に完全準拠して、現在給料が支給されているということになってございます。

ちなみに、27年4月の時点で、泉佐野市の給料表、7級表になってございましたので、現在、組合の給料表につきましても7級表を採用させていただいております。

以上です。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）はい、わかりました。

当初からもう泉佐野市の給料表に一本化するということで、スタート時の2年間はもともと

の団体のものを使って、3年目以降は全く統一の給与水準、全ての職員さんがそういうことかなと思います。そうなりますと、今、泉佐野市は4%カットですね、一般職で。継続中かなというように思うんですが、現状は、この組合の職員さんの給与は同様に4%カットになっている状況なんではないでしょうか。

議長（上 甲 誠君）小西総務部長。

総務部長（小 西 良 昭君）27年4月1日に組合の給与条例に完全に移行しております。組合の条例の基本は、泉佐野市の給与条例を参考につくらせていただいておりますが、27年4月1日からは、3市3町の給料カットの部分は、私どもの給与条例には反映してございません。現在カットされていますのは、6級職以上の管理職の1.5%カット、これのみでございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

坂口議員。

議員（坂 口 実君）反対討論をさせていただきます。

そもそも人事院勧告自体、算出根拠が従業員50人以上という形でされております。その結果が41万円。実際、20人以下の勤めている就業者数の割合が99%以上、50人以上が1%に満たない状況の中を精査し、それが41万円。国税庁におきましては月額35万円、厚生労働省につきましては月額30万円。その中で精査されている分を、先ほど答弁もありましたとおり、国の基準どおりそのままを適用しているということ。それと、この構成市町3市3町において、本町、田尻町と熊取町以外は全て努力により削減基準を設け削減されている状況の中、そのまま国の基準どおり適用するのは私はいかがなものか、やはり3市3町の状況も見ながら決めていただくべきであると思っております。よって、反対討論といたします。

議長（上 甲 誠君）ほかにございませんか。

小川議員。

議員（小 川 雄 司君）賛成討論させていただきます。

人事院勧告に基づくというものでございまして、従業員数50人以上というようなことでの人事院の調査もあります。そして、これは悪魔のサイクル、悪魔の循環といいますか、官が下げて公も下げるとかという悪循環に陥ることなく、いかにして景気を循環させて、好循環させていくかということが大事でございます。先ほどご報告ありましたように、1人職員当たり590円というようなお話であったと思いますが、これはこれで妥当と考えます。そして、この広域消防本部職員数は、昨年の決算のお話でも、29年度の消防職員体制は353名ということでありますので、その職員数で照らして、企業職員数と同等比較ということにするならば、それは50人以上の団体にも適合するわけでありまして、よって、これは人事院勧告を適用して、この職員の一時金を上げるということについては、何ら問題があるものとするわけではございませんので、賛成討論とさせていただきます。

議長（上 甲 誠君）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（上 甲 誠君）挙手多数でございます。

よって、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第12、議案第4号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹内 寛二君）それでは、議案第4号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表15ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、人事院が行った国家公務員の退職給付の官民比較調査の結果、平均で78.1万円、公務員が民間を上回ることから、国家公務員の退職手当の支給水準の見直しが適切との見解が示され、国家公務員退職手当法等の一部改正法案が国会で可決され、成立したことを踏まえ、本組合の退職手当に関する条例について必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正本文についてご説明いたします。

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第5項は退職手当の調整率について定めたもので、この調整率を、現行の100分の87から100分の83.7に引き下げを行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するといたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

小川議員。

議員（小川 雄司君）これの対象となる職員は、今年度、平成29年度退職分からということになりますか、次年度からになりますか、いかがですか。

議長（上 甲 誠君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）この一部を改正する条例につきましては、公布の日から施行するという予定でございます。

（「今年度ですか」と呼ぶ者あり）

総務課長（寒川 徹君）はい、今年度からでございます。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小川 雄司君）ちなみに、退職予定、今年度だけ聞くのは、何か的を射るような感じ

にならない。今後の退職者数と、採用は今ではわからないかわからんけれども、採用も、今年度採用の状況も併せてお聞かせいただけたら。今年度、それから来年度あたりの退職者数、その辺はどうなっている。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）今年度末の退職者が、定年退職が6名でございます。30年度末が16名の退職となります。採用につきましては、30年度、4月1日採用が7名になります。そして、先ほど申しあげましたように、30年度末が16名の大量退職を迎えます。それによりまして、平成30年10月採用を、うち8名とさせていただいております。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）退職金は一般的に生涯給料のうちに換算するということが国際的にも言われておるといふふうに私は認識しておりますけれども、人事院も1年間比べて、それを適用するというようになって、退職金についての人事院の明確な考え方の基準というのは、私が勉強したところでは、ないようには思ったりするんですけども、3市3町で実際にこれの退職金についての条例、先ほどの問題もそうですが、今回該当で議論になっているのは退職金の手当の問題ですが、それぞれがこの退職金については議決を得ているものなのかどうか、その辺はいかがですか。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）では、議員の質問にお答えさせていただきます。

私も確認しておるところでございますが、構成市町の熊取町様、田尻町様、岬町様につきましては、12月議会で可決され、施行日が平成30年1月1日と確認しておるところでございます。その他構成市につきましては、3月議会上程予定と確認しております。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑ございませんか。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）先ほどのご説明の中で、平成29年度の退職者は6名というご説明だったと思うんですが、この改正幅でいきますと、退職される年齢はまちまちかもわかりませんが、平均して幾らぐらいの退職手当の影響が出るんでしょうか。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）本年度末の退職6名につきましては、全て定年退職でございます。この条例の改正によりまして、6人の退職金の中で計472万3,943円の減額となっております。1人当たり平均78万7,324円でございます。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）そのうち、この3月議会で手当の条例改正を予定しているのが3つの市だということでしたけれども、この6名のうち、そもそもの団体が市である方というのは、6名中何名でしょうか。

議長（上 甲 誠君）小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず、ちょっと誤解があるようでございます。

現在の退職します6名につきましては、泉州南消防組合の職員でございます。元団体、私も今年退職するわけですが、泉佐野市の元職員でございますが、現在は泉州南となっております。6名のうち4名が泉佐野、1名が阪南岬様、1名が泉南市でございます。6名とも元団体はいろいろございますが、現在は泉州南の組合職員になってございますので、泉州南の退職手当条例に基づいて支給されるものでございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）現在は泉佐野市の給与条例に、一本で運用というか、適用しているということは、先ほどの答弁でもありましたので、わかるんですけども、要は、出身の自治体の状況が、3月議会ということで、まだ定まっていない今の段階で、タイミングとして議会開催が早いこの消防組合の職員さんの退職手当の条例が先行して、国に準じてカットということは、その3月に予定されている自治体の最終判断にも、もちろん労使の関係もありますし、議会との関係もあると思うんですが、先行しての判断をこの議会で、組合で独自の制度だとはいうものの、もともと参考にして自治体の給料表であるとか人事院勧告であるとかということ根拠にしている中では、3市にも影響のある案件やというように思う中で、このタイミングでの議決ということには反対せざるを得ないというように思っております。

また、金額も平均78万円と、実際に退職が迫った方の退職手当がこれだけ減るというのは、やはり職員さんの生活ということから考えても問題ではないかというように思っています。

残る3市の予定としては、3月議会に上程、このカット、もともとの自治体の退職手当条例のことで恐縮なんですけど、情報としてどうつかんでおられるでしょうか。

議長（上 甲 誠君）竹中管理者。

管理者（竹 中 勇 人君）3市がまだ3月議会の上程予定でございます。ちょっと今確認しましたら、3市とも関係団体との合意には達しているということで、3月議会に上程を予定いたしてございます。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

小川議員。

議員（小 川 雄 司君）反対討論させていただきたいと思っております。

これは一言で申し上げて、殺生やないかということやと思っております。私が勉強した範囲では、人事院の退職金も民間と比べてというけれども、1年間比べて、数年、4年とか5年とか比べて慎重にやるのやったらいいけれども、78万何がしか上回っているから、はねるというそれだけでは、やっぱり生涯賃金、生涯給料というような範疇に退職金も入ると考えるわけです。そういうことから見まして、当然、退職者の、予定者も含めて、退職金をどういうふうに使っていくかというようなスケジュールとか、それぞれのご家庭の事情だとかおありだというふうにご考えますので、これは人事院の勧告そのものを、人事院の退職金の比較に基づくこのカットもいろいろ問題も指摘されておりますので、そういうことから考えまして、当議会におけるこ

の議案については反対とさせていただきます。

議長（上 甲 誠君）ほかに討論ございませんか。

坂口議員。

議員（坂 口 実君）賛成討論をさせていただきます。

この人事院勧告自体、退職の見直しが5年に1度しかございません。それと同時に削減幅、毎年でも見直していただきたいような気持ちではあるんですけども、そのほかに、しばらくちょっと前に、引き下げに伴って、どこかの教員さんが慌てて年度途中でやめられるという事態にもなりました。本町ではもう12月には可決はしておりますけれども、ほかの関係市町の方でまだ上程されていない方は、やはり3月の末でないと出せない事案やと思いますので、その辺を鑑みまして、当組合ではこの時期が妥当やと思いますので、賛成といたします。

議長（上 甲 誠君）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

議長（上 甲 誠君）挙手多数でございます。

よって、議案第4号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第13、議案第5号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹 内 寛 二君）それでは、議案第5号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表17ページから24ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

まず初めに、第9条の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことにより、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく、充填設備の所在地、構造、設備等の変更の許可申請に対する審査手数料を1万9,000円から1万7,000円に改正するものでございます。

続きまして、手数料の免除規定であります第11条の改正ですが、同条は火災焼失証明等の各種証明書交付手数料の免除について定めているところですが、第2号の戸籍に関する証明については、消防事務の所管外であることから、第2号を削り、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

さらに、危険物の仮貯蔵、仮取り扱いに係る手数料の免除ができるよう、第2項を加え、災

害による損害が著しいなど管理者が特に必要性が高いと認めたときは、第2条の表1の項に定める危険物の仮貯蔵、仮取り扱いに係る手数料5,400円を免除することができるよう、改正を行うものでございます。

続きまして、危険物の屋外タンク貯蔵所の貯蔵最大数量ごとに手数料を定めております別表第1の設置の許可申請に対する審査手数料、別表第3の基礎・地盤検査手数料及び溶接部検査の検査手数料、別表第4の保安に関する検査手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正後案の金額のとおり改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、第9条、別表第1、別表第3及び別表第4の手数料の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行日であります平成30年4月1日から施行するものとしておりますが、第11条の免除規定の改正につきましては、公布の日から施行するものとしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（上 甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、議案第5号 泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第14、議案第6号 平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹 内 寛 二君）それでは、議案第6号 平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案書別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度泉州南消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることといたしまして、「繰越明許費」、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費による」とさせていただいており、2ページをお開き願います、第1表繰越明許費、款消防費、項消防費、事業名日根野出張所移

転事業として1億1,986万6,000円を計上いたしております。

これは、現在の日根野出張所を泉佐野市日根野地区、関西空港自動車道路高架下の野口交差点北西側へ移転し、消防力の平準化を目的に分署化を図る事業が、建設用地の占用許可手続に時間を要したため、今年度中の事業完了見込みが困難になったことから、工事請負費などを繰り越すため繰越明許費として計上させていただくもので、事業完了につきましては、平成30年7月頃を予定いたしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）何点かお尋ねします。

先ほどの消防署の設置に関する条例のところでも同様の理由で、施行日については6カ月以内というようなことで可決されたと思うんですが、理由は占用許可手続に時間がかかったということやと思うんですけども、その理由、時間がかかった理由というのはどういったものなんでしょうか。

議長（上 甲 誠君）吉村理事。

理事（吉 村 昭 彦君）理由でございますけれども、この占用許可の手続自身は、管理している西日本高速道路株式会社（NEXCO）、それから道路機構、ここがもともとの持ち主というふうなことでござっております。ただ、この決裁の途中で、国交省の高速道路課というところに同意を求めるという手続がございまして、ここで同意が少し遅れたと。

私どもが把握している範囲では、要件は全部整っていたんですけども、今回、平成30年2月2日に、国交省のほうで道路法等の一部を改正する法律案というのを閣議決定したということがちょっとニュースで出ていたんですけども、その中で重要物流道路制度という新制度をどうも導入するというふうなことが述べられてございまして、現国会で恐らく審議されるのであろうとは思いますが、その中に占有者による物件の維持管理業務といった、そういう案件が入ってございまして、そのあたりの検討が恐らく国交省の中で行われて同意が遅れたんであろうというふうに、NEXCOのほうにも電話して確認したら、そのあたりの要件であろうというふうに聞いております。

以上です。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）要は、国というか、政府の担当、所轄省の方針の若干の変更があったということかなというふうに聞いたんですが、そうなりますと、法改正なりが国会で議決しないと許可がおりないという、そういったことになっているんでしょうか。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）当用地に関しまして許可がございましたのは、本年の1月25日でございます。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）ということは、もう既に許可はおりたんだと、現時点では、そういう

ことかと思えます。それで安心しましたが、このずれによる、いわゆる工事をする必要があるということで、請負契約とかそういったことも当然必要になってくる案件かなと思うんですが、その占用許可以外のところで不要な負担が増えるといったことは起こっていないかだけ答弁いただけますか。

議長（上 甲 誠君）小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）1月25日に占用許可をいただきました。土地の借用が調いましたので、あと、この後行っていく手続上の話でまいりますと、大阪府の建築審査会での建築基準法第44条に基づきます許可審査を受けることになってございます。その許可を受けた後、建築確認申請を提出するというので、この辺につきましては、手続上大きな問題はないというふうに設計のほうからも確認しておりますので、今後は順調にまいるというふうに考えております。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑。

小川議員。

議員（小 川 雄 司君）老婆心ながらですが、先ほど議決した条例の変更点ですね。本部及び消防署の設置に関する条例で、日根野出張所移転を前提にして、公布から起算して6カ月を超えない範囲内において施行するというようになっておりますが、1月25日占用許可、これから建築確認申請等々を踏まえて、8月末というぐらにはどうしても完成させなあかんということになってこようかと思うんですけれども、そうなった場合に、30年7月ごろの完成予定というお話ですけれども、大丈夫かということ。単純な話ですが、その辺はいかがですか。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）また先ほどの説明と重複する形にはなりますが、1月25日に占用許可が出まして、部長も申しあげましたように、大阪府の建築審査会には2月27日に諮る予定になってございます。その後、確認申請という形になりますが、現在、請負業者のほう为建设に関する綿密なスケジュールを組んでいる中で、議員ご心配されているところもございしますが、私どもの予想といたしましては、着工は3月末ごろ、竣工は7月中と予想されるのかなと考えておるところでございします。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（上 甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、議案第6号 平成29年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第15、議案第7号 平成30年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

竹内消防長。

消防長（竹 内 寛 二君）それでは、議案第7号 平成30年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づきご説明させていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ43億1,211万6,000円と定めるものでございます。

続きまして、第2条は地方債、第3条は一時借入金、第4条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開き願います。

14ページ下の表、款消防費、項消防費、目常備消防費として37億2,411万7,000円を計上させていただいており、主な事業といたしましては、15ページ下の段、総務管理事業として4,744万8,000円を、次に、17ページ下の段、人件費事業として34億4,241万3,000円を計上いたしております。

続きまして、19ページ上段から35ページ下段までの消防活動事業から車両管理事業の6事業につきましては、各課・各消防署ごとに計上いたしております。

続きまして、36ページ、37ページをお開き願います。

目消防施設費といたしまして2億7,881万2,000円を計上させていただいておりますが、このうち平成30年度の投資的事業を含め、主立った事業についてご説明申し上げます。

まず、37ページ、下から3段目の消防車両購入事業、警備課1億8,264万円は、消防本部配置の救助工作車を更新し、地震災害や土砂崩れ等に対応ができるよう救助業務の充実を図るものでございます。

続きまして、その下段、岬署の庁舎改修事業510万6,000円は、外壁2面の改修工事費でございます。

次に、その下段から39ページ上段にかけて、市場消防署解体事業8,197万8,000円は、日根野分署建設に伴う組合管内署所の統廃合に基づく市場消防署の撤去費用でございます。

続きまして、38ページ、39ページをお開き願います。

38ページ、上の段をご覧ください。目災害対策費333万7,000円は、原子力防災資機材等保守点検委託に要する経費でございます。

次に、38ページ下の段、款公債費、項公債費、目元金2億8,608万円は、平成25年度から平成29年度に係る借り入れ分の元金償還でございます。その下段、目利子1,532万円は、借り入れ分の利子償還でございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

10ページ、11ページにお戻り願います。

10ページ最上段、款分担金及び負担金、項負担金、目消防費負担金、節消防費負担金は40億4,833万7,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額につきましては、11ページ上段に記載のとおりでございます。

次に、上から4つ目の段、款国庫支出金、項国庫補助金、目消防費国庫補助金、節緊急消防援助隊設備整備費補助金は4,559万8,000円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

款組合債、項組合債、目組合債、節組合債1億8,060万円は、消防施設整備事業債でございます。

最後に、42ページ以降に給与費明細書、続いて末尾の50ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（上 甲 誠君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川議員。

議員（小 川 雄 司君）給料、15ページの、14億2,496万出ております。決算のときも尋ねたんですが、消防職員定数との関係です。結論から申しますと、消防の定数についても、広域消防本部になってから5年、それから6年に入るといふことの年度数に経過が来ておりますけれども、答弁として、広域消防本部になってからの定数のあり方については見直しをしていくようなことを、していかないといけないのかというふうに考えているというふうな程度のお話であったけれども、私はそれではなると思うんです。だから、きちっとやっぱり定数は定めると。今の定数は、いわゆる一つになる前のそれぞれの署の合計数が394で、現状、29年度では353名というようなことであるのご報告いただいております。

質問は2点あります。30年度の職員定数はどうなのか、それから臨時はどうなのか。

もう一つは、私はこの問題については曖昧にすることなく適切に、定数は広域消防本部として必要な予算も組んで、きちっと定めるべきだというふうに考えます。なぜならば、広域的な大きな災害が起こりますと、やはり職員定数との差で約40名ほどあるということは問題になるんじゃないかと思うわけでございます。ということから見て、単純に見れば、広域消防本部になって、今までの現況職員数が減って合理化じゃないかという見方もある一方、一つになって整理、統合し、うまく機能しているというふうに言われる評価もあると思うんです。どちらにせよ、統合前の定数そのものであってはいけないと思うわけでありまして、2点ですね、30年度の職員の数、それから臨時の数、それから今後、職員の定数については、調査も含めて見直ししていかなあかんのかなでは困ると。きちっと方針を出して定めるべきは定めるというふうに進んでほしいと思うわけですが、この2点、いかがでしょうか。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）まず、平成30年度4月1日の職員定数につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、新規採用等を入れまして354人の体制でスタートさせていただきます。また、再任用職員につきましては、18人でスタートさせていただきます。また、先ほ

ど定員の管理ということでご質問もいただいておりますが、先ほども答弁させていただいた中で、30年度末の定年退職が16名を迎えるという中で、早急に再任用職員への意向調査等を進めた中で、次年度中には人員の適正管理というものを定めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）大きな問題は政治判断が伴うと思われまますので、一般の市民は、泉州広域消防本部のホームページを見て、職員さん何人いるのかなと見て、定数は394になっているということで、現況との差が、今の話で約30から40ぐらい。定年退職も30年度末で16名というお話がありました。団塊の世代の方々も退職が増えていくと思います。政治的な課題として、その394の職員定数は今のままでいくのか、それとも、きちっと広域消防本部を立ち上げてからふさわしい職員数のあり方とはどうなのかということ調査費も出すなりして決めるべきだと私は思うわけですが、そこは曖昧にはしてはならないと思うわけです。その点について、管理者のご判断をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（上 甲 誠君）竹中管理者。

管理者（竹 中 勇 人君）ご指摘のとおり、今現在の定数というのは、一部事務組合に移行する以前のトータルの数でございます。当然のことながら、スケールメリットが出てきているわけございまして、その分についてこれから精査した上で、定数の見直し等は考えていきたいというふうには考えてございます。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）見直しを考えていきたいということでご答弁いただきましたが、答弁の中では調査費とか、調査もした上でやっていきたいというようなご答弁もあるわけで、必要な予算措置をして進めていただくというような腹づもりもあるのかどうか、そういうことまでお聞きして、本腰が入るといふふうに思うので、その辺はいかがでしょうか。

議長（上 甲 誠君）竹中管理者。

管理者（竹 中 勇 人君）今現在、消防本部あるいは泉州南消防組合全体の行革をどう進めるかということを取り組んでいるところでございまして、これは、今、外注するんじゃないし、各構成団体、3市3町の行革担当部署と一緒に内容の検討をさせていただいているところでございます。これがある一定、多分30年度中にはできるんじゃないかというふうに思っていますけれども、この中で定数も含めた形での検討はさせているということでございます。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）それと、私は田尻町の消防団にも入っておりますけれども、昨年9月の大阪府消防操法訓練大会におきましては、田尻町消防団がポンプ車操法の部で優勝させていただきました。これは、とりもなおさず広域消防本部の皆様、関係者の皆様のご支援の賜物だといふふうに考えております。それを当議会においてもご報告申し上げますとともに、私がお聞きしたいのは、この人員の皆さん、給与を出されておる。各支所の皆さんが夜遅くまで田尻町消防団の実際に出る消防団員につき合ってくださいまして、大変なご苦労をともにしていただいたということは非常にありがたいと思うんですが、これは全く非番のときにそういうふうにおつき合いいただいているものと私は思うわけですが、そういった方々に対しては、

広域消防本部としての一定の支援というか、そういう場合は消防団との絡みでは一定の予算があるよとか、そういったものはないんでしょうか。

議長（上 甲 誠君）小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）田尻町消防団の支援という形で、うちの田尻出張所のメンバーが協力をさせていただきました。基本的に非番で行かせていただいておりますので、当然、時間外という形で付与させていただいております。また、3市3町、各消防団との連携を行うということで、昨年度から調整担当という再任用職員を充てまして、円滑な業務が図られるように努力もしておりますし、また予算につきましても、昨年度、時間外を前年度ベースから600万ほど上げていただいております。これにつきましては、財政当局の協議の中で、3市3町消防団、毎年これからポンプ操法大会等々ございますので、そういうことに関しまして時間外が必要であるということ強く要望させていただきました上で、昨年度、増額をさせていただいております。そういう意味で、消防団に関しましての経費につきましても、一定いただいているというような状況でございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）もう一つだけ。消防車両の更新のお話がありました。37ページで、車両購入費で、本部設置の救助工作車の更新ということになってございますけれども、更新する以上は新しい機能が付加されたものでなければ困ると思うんですけども、今の現状のままで救助工作車を更新するのか、新しい機能というのはついていないのか、その辺はいかがですか。

議長（上 甲 誠君）山浦警防部長。

警防部長（山 浦 照 夫君）議員の質問にお答えします。

現状の救助工作車については、平成12年新規更新で、17年を迎えます。そんな中で車両更新計画がございまして、これについては15年といったところで、2年既にもう経過している中で、老朽が著しいとか、いろんな資機材が10年で大体劣化するのですが、これは17年使っているというところで、もう調達する部品もない現状でございます。その中で、今、30年以内に東南海地震が発生するとか、この泉州南管内の人口については29万人であるというところで、海上国際空港並びに原子力発電、公共交通機関であるとか、山間部に家が多いと、こういったところに対応するために、高度救助資機材というものを購入しまして、これで新たに学校派遣等行かせて、ある一定の質の担保を持ちつつ、救助隊を新たに再編して進んでいくというところで、議員の質問の中でありました資機材に関しては、高度救助資機材を加味しているものでございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほかに質疑ございませんか。

小川議員はもう5回なので。

（「あかんの」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）はい、すみません、5回で終了でございます。

（「5回ちゅうのはあるんかい」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）5回でございます。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）ちょっと1点お尋ねしたいと思います。

歳入の関係で、議案書の11ページに、歳入として基本的にも大半を占めるのが、構成する各市町からの負担金ということで、今年度は40億を超えるということなんですが、私ども通常考えるのは、国・府の補助とか交付金などが当然重要な業務ですので、あるものやと思うんですが、実際には各市町に対する交付税であるとか、市町に補助が出て、それを組合の歳入に充てるというような流れになっているのかなと想像するんですが、例えば消防費負担金の40億4,800万円余りとなっているうち、国から交付税措置されたりというようなことで、構成自治体の負担の要らない額、そういったものは、全体で結構ですけれども、平成30年度でいいますと、どれぐらいになるのか教えてもらえますか。

議長（上 甲 誠君）山浦部長。

警防部長（山 浦 照 夫君）先ほどの答弁で、1点訂正させていただきます。

熊取町の「原子力発電」と申しましたが、これは「原子炉実験所」でございます。この1点、訂正させていただきます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）答弁をお願いします。

小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）議員のご質問にお答えしたいと思います。

地方交付税交付金につきましては、3市3町、元団体に交付されるものでございます。私どもにつきましては、あくまでも地方公共団体からの負担金、補助金という形でいただいております。私ども、40億円の予算の中で、一般財源として、人件費につきましては丸々負担金でございます。そのほか公債費の部分につきましても一般財源として支出させていただいておりますが、元団体におきましては、緊急防災・減災対策事業債や、また車両購入につきましては一般財源化分ということで、例えば緊急防災・減災対策事業債ですと、100%起債の70%部分につきましては、元利償還部分に対して地方交付税交付金が算入されるというふうになってございます。

そうなりますと、例えば私どもで1億円の公債費を支払った場合、組合から払うお金につきましては一般財源ベースになりますので、1億円の支払いということになります。元団体におきましては、70%分が後刻、元利償還ということになりますので、建物の場合ですけれども、25年間かけまして、その元利償還分の70%が地方交付税交付金として算入されるというふうなシステムになってございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）そういった事業債を使う項目もあろうかと思うんですけれども、通常、40億円を超える各市町の分担金、地方交付税制度というのは、まだなかなか十分に国から措置されにくい面がございまして、基準の単価とかそういったことで実態に合わないというケースも過去にもありましたけれども、そういった面で、そういった事業債で運用している部分以外で、消防業務ということについて、各市町で国からおりてきている交付税などを初めとしたお金というのは、この40億円の内、いかほどかということをお聞きしているわけです。それとの差が、結局、市町が、国の基準で言えば、不足する分を住民のために負担しているということになるのかなというように認識しますので、そのあたりの概算、この泉州南の場合でどれほどかということをお聞きしているわけです。

議長（上 甲 誠君）小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、地方交付税交付金の中で、消防費に關します交付税がどれくらいあるかということになるかと思ひます。

まず、算入基準といたしまして、住民1人当たり、消防費といたしましては1万1,600円というのが交付税の算入金額となつてございます。大阪府が出しております市町村データベースに基づきますと、3市3町様の27年度地方交付税、消防費に關します基準財政需要額につきましては、39億4,600万円やったというふうに思ひますので、それだけの分が交付税として算入されると。あくまでも、基準財政需要としての内容に算入されていくと。

基準財政需要と基準財政収入額との差額について国から交付税措置されますので、一定限度算入されているというふうに考えられるとは思ひますが、先ほど議員もおっしゃつたとおり、交付税につきましては、あくまでも標準団体に基ついて算入した理論数値ということで、実質的に国のほうの歳入額が減額された場合につきましては、まともに入つてこないというような状況やと思ひます。それに対しましては、臨時財政対策債を起債して対応されているのかと思ひます。そういう意味でいきますと、やっぱり借金に借金を重ねているということで、地方財政が苦しいというのがそういう原因の一つかと思ひます。組合につきましても、負担金ということで、3市3町様からの負担金で運営しておりますので、節減ということについても、今後努力していかなあかんというふうに考へております。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほか、質疑ございませんか。

坂口議員。

議員（坂 口 実君）すみません、ちょっと細かいことで申しわけございません。

19ページの19、派遣職員負担金2,100万円ですけれども、内容をお聞かせください。

議長（上 甲 誠君）小西部長。

総務部長（小 西 良 昭君）議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

その前に、申し訳ございません、先ほどの退職手当条例の中での私どもの答弁の内容に若干間違いがございましたので、まず訂正をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、3市3町様のほうの改正状況はどうやということで、町レベルにつきましては、12月議会で1月1日施行という形で条例が通つておるというふうには確認できておりますが、3市のほうにつきましては、3月議会で上程予定ということで、その中で、管理者様のほうの答弁で、一定、労使の了解はとれているというような回答やつたんですけれども、先ほどちょっと確認した結果では、泉佐野市さんのほうで現在協議中というような点で、答弁内容に若干の錯誤がございますので、まずそれを訂正させていただきたいと思ひます。

それから、派遣職員負担金の内容でございますが、現在、組合のほうに泉佐野市のほうから理事級の方がお一人、また、泉南市様から理事級の方がお一人、私どものほうに派遣されておられます。その方の給与ベース総額でございます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）坂口議員。

議員（坂 口 実君）続けて、すみません。

15ページ、職員健康診断。健康診断、かなり、やはり日頃の業務のためには、健康診断、維

持をしていただきたいと思います。と思うんですけども、ちょっと出し方もわからないですけども、15ページ以下21ページ、警備課の職員健康診断、また、10ページ、23、泉佐野署においては救急隊員特別健康診査委託料、泉南署も同じ文言、その下、熊取町に関しては職員健康診断、次の25ページ、阪南署においても職員健康診断、その下、岬町、救急隊員特別健康診査委託料という形で上がっているんですけども、これ、区別をして説明ください。

議長（上 甲 誠君）寒川課長。

総務課長（寒 川 徹君）では、まず総務管理事業の部分の職員健康診断についてご説明させていただきますと存じます。

まず、この職員健康診断につきましては4項目ございます。まず、1つが、全職員を対象といたします年1回の定期健康診断が1つでございます。2つ目が、特定業務従事者健康診断でございまして、これにつきましては、泊まり勤務をする職員に定められた健康診断でございまして、これも年1回の実施でさせていただきます。あと、3つ目が、高気圧作業従事者健康診断でございまして、これにつきましては、潜水業務に従事する者の健康診断で、年2回、健康診断を受診させております。あと、雇用時の健康診断ということで、新規採用者を採用するときに健康診断をさせて、内定するというふうな形をとっておるものでございます。

以上、総務管理事業の部分については以上でございます。

議長（上 甲 誠君）答弁、続きは。

山浦部長。

警防部長（山 浦 照 夫君）ただいまの質問に警防部のほうからお答えいたします。

救急隊員特別健康診査委託料でございます。これについては、救急救命士免許申請時の健康診断といたしております。これをつけ加えておきます。

以上です。

議長（上 甲 誠君）ほか、質疑よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号 平成30年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（上 甲 誠君）挙手全員でございます。

よって、議案第7号 平成30年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議長（上 甲 誠君）次に、日程第16、議員発議第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

この場合、泉州南消防組合議会運営委員会条例第3条第1項の規定により、委員を私より指

名いたします。

内容を事務局より報告させます。

松藤事務局。

事務局（松 藤 忠 直君）議会運営委員会委員に中 藤 大 助議員、澁 谷 昌 子議員、畑 中 讓議員、坂 上 昌 史議員、小 川 雄 司議員、小 川 日出夫議員。

以上6名の方々でございます。

議長（上 甲 誠君）お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり、議会運営委員会の委員については、私より指名いたしましたとおりそれぞれ選任することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上 甲 誠君）異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

議長（上 甲 誠君）以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

ただいまをもって、平成30年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 河 部 優

議 長 上 甲 誠

副 議 長 坂 口 実

7 番 議 員 古 谷 公 俊

12 番 議 員 坂 上 昌 史